

里庄町農業委員会総会議事録

- 開催日時 令和7年12月10日（水）午後2時00分から午後2時40分
- 開催場所 里庄町福祉会館 2階 研修室
- 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 檻市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	〃
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

- 欠席委員 0人

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認
について

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見
及び許可の承認について

議案第22号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括
契約）

6. 会議の概要

議長 ただ今から令和7年第1回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、2番高田卓司委員、3番高田光國委員にお願いいたします。

議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています、議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第20号について、ご説明いたします。

整理番号は、32でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、3筆、地目は全て畑、面積は、合計で1,570m²です。

今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番 申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作していない状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。

譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人ととの間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第20号、整理番号32は、許可と決定します。

続きまして、整理番号33について、事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、33でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、1筆、地目は田、面積は、153m²です。

今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。

譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、親子間で話がまとまつたもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第20号、整理番号33は、許可と決定します。

続きまして、整理番号37について、事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、37でございます。

本件は、農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、4筆、地目は全て畠、面積は、合計で2,563m²です。

今回、譲受人が増反を目的に、所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われます。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、ここは、私の担当地区なので、私から説明します。

申請地は、●●分館に位置し、現在、4筆中1筆は耕作している状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。

譲渡人が、今後維持管理していくのが難しいということで、話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

ただいまの事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第20号、整理番号37は、許可と決定します。

続きまして、議案第21号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

それでは議案第21号について、ご説明いたします。

整理番号は、34でございます。

本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、2筆で、地目は全て畠、面積は合計で650.28m²です。

今回、譲受人が、店舗の建築及び駐車場の整備を目的に申請が行われました。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

- 番 次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。
申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。
隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、申請地にアスファルト舗装を行い、隣接地へ土砂が流出しないように計画されています。
雨水については、集水枠を設け、既存水路へ接続します。
生活排水については、下水道へ接続し処理する予定です。
近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な2階建て店舗ですので、影響ないと判断します。
以上です。
- 議長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。
- 事務局 農地の区分は、第3種農地と判断しております。
転用目的は、店舗の建築及び駐車場の整備であり、適当であると考えます。
資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。
転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。
許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。
申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかつた時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。
申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。
転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっていますが、本件は特に支障がないと判断します。
また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。
以上です。
- 議長 ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等

ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第21号、整理番号34は、許可と決定します。

続きまして、整理番号35について、事務局より説明をお願いします。

事務局

整理番号は、35でございます。

本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、3筆で、地目は全て田、面積は合計で569m²です。

今回、譲受人が建売分譲住宅の建築を目的に申請が行われました。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作されていない状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との境界部分にコンクリートブロックの土留めを設置し、土砂が流出しないように計画されています。

雨水については、自然透水及び家屋部分の雨水は、雨水枠を通り道路側溝に放流します。

生活排水については、合併浄化槽へ接続し処理する予定です。

近隣農地への日照及び通風については、一般的な住宅ですので、影響はないとの判断します。

以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、建売分譲住宅の建築であり、適当であると考えます。

(前述済みのため、一括説明)

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺

の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第21号、整理番号35は、許可と決定します。

続きまして、整理番号36について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、36でございます。

本件は、農地の使用目的の変更、及び、所有権移転に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆で、地目は畠、面積は807m²です。

今回、譲受人が、露天駐車場の整備を目的に申請が行われました。

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番 申請地は、●●分館に位置し、現在、耕作している状況です。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、50cm程度の盛土であり、盛土高が低いため崩壊の可能性は低いのですが、表面土砂の流出が見られるようであれば敷砂利等で対応するよう計画されています。

雨水については自然透水のほか、現在、隣接する県道の側溝へ排水されており、転用後も排水経路は変更しない計画となっています。

生活排水については、露天駐車場のためありません。

近隣農地への日照及び通風についても、露天駐車場であるため、影響はないとの判断します。

以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、露天駐車場の整備であり、適当であると考えます。

(前述済みのため、一括説明)

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行について行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第21号、整理番号36は、許可と決定します。

続きまして、整理番号38について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、38でございます。

本件は、農地の使用目的の変更、及び、使用貸借に係る農地法第5条に基づく申請でございます。

借受人●●●●さん、貸渡人●●●●さんです。

申請地は、農業振興地域内の白地区域にあり、1筆で、地目は畠、面積は324m²です。

今回、借受人が個人住宅の建築を目的に申請が行われました。

本来、この許可に係る申請は、事業開始前になされるべきものですが、この度は事後の申請となっています。

今回、このようなことになってしまった経緯につきましては、申請者及び住宅の建築を請け負っているハウスメーカーから始末書が提出されておりますので、それを朗読させていただきます。

(始末書朗読)

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について、●番●●●●委員よりご報告します。

●番 申請地は、●●分館に位置し、耕作の状況については、既に一部土が入っている状況であるため、確認が取れていません。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、境界

部分に擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、敷地内に集水枠を設け、道路側溝へ放流します。

生活排水については、公共下水道へ接続し処理します。

近隣農地への日照及び通風の影響については、一般的な住宅であること、また、周辺に農地はありませんので、影響はないと判断します。

以上です。

議長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 事後の申請ではありますが、ここでは通常どおり審査基準に照らして確認した結果を申し上げます。

農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、個人住宅の建築であり、適当であると考えます。

(前述済みのため、一括説明)

資力及び信用、転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無、許可を受けた後の用途に供する見込み、申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分、申請に係る農地の面積規模、転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼす影響、集団農地の分断については、確認した結果、問題がないと判断します。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明、農地法第5条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第21号、整理番号38は、許可と決定します。

続きまして、議案第22号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求めるについて、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第22号について、ご説明いたします。

整理番号は、39でございます。

申請者から、令和7年11月20日付けで農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案の提出を受けています。

対象地は地域計画外及び農業振興地域内の白地区域にある農地であり3筆、地目は全て田、面積は合計で1,022m²です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構から権利の設定を受けるものは、●●●●さん。機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件は満たされていると考えますので、特に支障は無いと思われます。

以上です。

議長 ただいまの整理番号39の案件に関し、事務局説明について、ご質問、ご意見等ございますか。特に意見がない場合は、農業委員会から機構に対して、促進計画作成の要請を行うことといたします。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、整理番号39について、機構に対して、促進計画作成の要請を行うことについて、賛成の農業委員の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第22号、整理番号39は、機構に対して、促進計画作成の要請を行うことと決定します。

続きまして、整理番号40から52について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号は、40から52でございます。

里庄町長より、令和7年11月20日付けで農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき農用地利用集積等促進計画案について意見を求められています。

機構から権利の設定を受けるものは全て●●●●さんとなっておりますので、一括してご説明いたします。なお、対象地は全て地域計画内及び農業振興地域内の青地区域にある農地となっており、また、全て今現在機構を介しての利用権設定がなされている農地ですので、今回はそれを更新する手続きとなっています。

整理番号40

3筆、地目は全て田、面積は合計で2,313m²です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

整理番号41

1筆、地目は田、面積は108m²です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

整理番号42

1筆、地目は田、面積は321m²です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

整理番号43

1筆、地目は田、面積は483m²です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

整理番号44

1筆、地目は田、面積は933m²です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

整理番号45

1筆、地目は田、面積は331m²です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

整理番号46

1筆、地目は田、面積は321m²です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

整理番号47

1筆、地目は田、面積は672m²です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

整理番号48

1筆、地目は田、面積は511m²です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

整理番号49

1筆、地目は田、面積は1,012m²です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

整理番号50

1筆、地目は田、面積は21m²です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

整理番号51

1筆、地目は田、面積は755m²です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

整理番号52

1筆、地目は田、面積は1,187m²です。

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団を介しての使用貸借で、機構に権利を設定する者は、●●●●さんです。

以上です。

議長 ただいまの整理番号40から52の案件に関し、事務局説明について、ご質問、ご意見等ございますか。意見がある場合は、町から機構に対して、その内容を提出することになっております。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(質問、意見なし)

意見なしとすることに、賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第22号、整理番号40から52は、農業委員会からの意見はなしとして、町長へ回答することと決定いたします。

以上をもちまして、令和7年第11回総会を閉会いたします。